

「固定資産相続人特定誤り」について

令和8年8月 税務課

このたび、聖籠町で固定資産税課税において、相続人の特定を誤って納税通知したことにより、通知を受けた相手方に損害を与えたことが判明いたしました。

誤って相続人特定された相手方の皆様に多大なご迷惑をおかけしたことを深くお詫び申し上げます。

誤りの内容

固定資産所有者死亡のため、相続人を調査していたところ、確認不足により所有者とは別人の戸籍で相続人を特定したため、聖籠町の固定資産とは全く関係のない相手方に納税通知しました。

通知を受けた相手方及び関係親族は固定資産税納税義務を負わないようにするため相続放棄手続きを行いました。本来は行う必要のない相続放棄手続きでした。

町が相続人調査を継続している中で誤りが発覚しました。

対象者及び影響額

誤った納税通知により、相続放棄手続きを行った相手方は現在調査中ですが、現時点（R8. 8. 26時点）で6名を確認しております。

相続放棄手続き等にかかった費用等損害額については現在調査中です。

今後の対応

誤って相続人特定された相手方の皆様に謝罪するとともに、相続放棄の取り消し手続きを依頼し、相続放棄及び相続放棄取り消しにかかる費用を弁償することになっています。

再発の防止

このたびの事態を厳粛に受け止め、マニュアルの整備やチェック体制の強化を図り、相続人調査や手続き等の適正な事務処理を徹底し、再発防止に努め、納税者の皆様の信頼回復に努めてまいります。